

北監第17号
令和4年5月27日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横山 治 井野 勝巳

対象事項及び範囲

令和3年度に執行された、ア及びイの委託業務の内容及び契約事務について
(前回続き、健康推進課、上下水道課、都市環境課、教育委員会 分)
ア 契約金額が税込年間200万円以上の委託契約をしているもの
イ 過去3年以上同じ業者で委託契約しているもの

実施日

令和4年7月6日(水)

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・真に委託しなければならない業務であったか。
- ・契約書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・入札・随意契約に関わらず、数年間同一業者で行っている契約は適正か。
- ・その他関連事務全般について。

提出資料(①のみ3部)

- ① 令和3年度契約状況一覧表
 - ② 契約伺い文書及び委託契約関係書類
 - ③ その他支出関係書類及び台帳等
- (※②と③は当日疑義がある際に担当課より説明を受けるときに提出)

出席依頼者氏名 各課担当課長、担当者

北監第 23 号
令和 4 年 7 月 26 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横山 治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項

令和3年度に執行された、ア及びイの委託業務の内容及び契約事務について
(前回続き、健康推進課、上下水道課、都市環境課、教育委員会 分)
ア 契約金額が税込年間200万円以上の委託契約をしているもの
イ 過去3年以上同じ業者で委託契約しているもの

実施日

令和4年7月6日(水)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

今回対象事項のうち、健康推進課、上下水道課、都市環境課、教育委員会の委託内容について、関係書類等の提出及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正であると認められたが、監査意見書に述べる事項について検討する必要があると考える。

監査意見書

北方町監査委員 横山治

北方町監査委員 井野勝巳

令和4年7月6日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意見

1. 見積書及び業務計画書について

委託予定業者が提出する見積書には、同様の業種にもかかわらず積算内訳等が詳細に記されているものから簡素なものまであるので、おおよその記すべき内容の基準を決めて提出させが必要だと思われる。特に、法律等により1者随契をしているところは、金額の根拠を示しておくことが肝要であると考える。また、契約後には業者が着手届を提出する義務があるが、それには業務遂行計画などの計画書も提出することが望ましいと考える。

2. 業務内容のマニュアル化について

委託業務の中には個人に委託しているものもある。それについては問題はないと考えるが、その人が加齢や事故、病気など突然に業務の遂行が不可能となつた場合に備えるべきであると考える。一番妥当だと思われるのは、委託業務の内容をマニュアル化することが考えられる。もちろん、業務を受注している人の協力が不可欠になるが、もしもの時に対応できるよう検討を進められたい。